



6 多健保第 1702 号
令和 7 年 1 月 16 日

多摩市国民健康保険運営協議会
会長 下井 直毅 殿

多摩市長 阿部 裕行

多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更について（諮問）

このことについて、多摩市国民健康保険運営協議会規則（平成元年規則第 15 号）第 2 条に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

(1) 課税限度額の変更について

現行 106 万円

（医療分 65 万円、後期高齢者支援金等分 24 万円、介護分 17 万円）

変更後 109 万円

（医療分 66 万円、後期高齢者支援金等分 26 万円、介護分 17 万円）

(2) 減免判定金額の変更について

現行

均等割額が 5 割軽減となる世帯の判定金額

$43 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 29.5 \text{ 万円} \times \text{加入者数}$

均等割額が 2 割軽減となる世帯の判定金額

$43 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 54.5 \text{ 万円} \times \text{加入者数}$

変更後

均等割額が 5 割軽減となる世帯の判定金額

$43 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + \underline{30.5 \text{ 万円}} \times \text{加入者数}$

均等割額が 2 割軽減となる世帯の判定金額

$43 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + \underline{56 \text{ 万円}} \times \text{加入者数}$

なお、7 割軽減となる世帯の判定金額に変更はありません。

$43 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

(3) 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

2 変更の理由

令和 7 年度税制改正のため

以上